

○玉村町立小学校、中学校の施設の開放に関する規則

昭和 54 年 4 月 1 日

教委規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、玉村町における社会体育の普及のため、学校の施設設備を学校教育に支障のない範囲内で一般市民の利用に供すること(以下「学校開放」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理及び責任)

第 2 条 学校開放に関する事務及び管理は、玉村町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。

2 この規則の規定により学校開放を行う学校の校長は、一切の責任を負わないものとする。

(管理指導員)

第 3 条 学校開放を円滑に実施するため、管理指導員を置く。

2 管理指導員は、教育委員会の命を受け、学校開放に伴う利用者の危険防止及び施設設備の管理並びに利用者の直接指導・相談に当たる。

3 管理指導員は、教育委員会が委嘱する。

(開放の施設)

第 4 条 学校開放の施設は、団体が行うスポーツ及びレクリエーションの利用に供するため、小学校及び中学校の校庭、体育館並びにこれらに附帯する設備とする。

(学校開放の日時)

第 5 条 学校開放の日時は、[別表](#)のとおりとする。ただし、学校が使用する場合には、これを最優先とする。

2 前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合は、教育委員会は、学校と協議し、開放の日時を変えることができる。

(利用の登録及び申請許可)

第 6 条 学校開放は、玉村町内に在住、在勤又は在学する者が 10 人以上で団体を構成し、かつ、当該団体に監督者としての成人が含まれる場合に限り許可するものとする。

2 前項の場合によって学校体育施設の利用登録を受けようとする者は、学校体育施設利用登録申請書([様式第 1 号](#))を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請書を受理した場合は、当該申請書の内容を審査し、登録者名簿に登録するものとする。

4 前項の規定によって登録者名簿に登録された者が学校体育施設の利用の許可を受ける場合は、利用期日の 7 日前までに、学校体育施設利用申請書([様式第 2 号](#))を教育委員会に提出しなければならない。

5 教育委員会は、前項の申請書を受理した場合は、登録者名簿を確認の上、許可書([様式第 3 号](#))を交付するものとする。

(利用の禁止)

第 7 条 学校開放が次の各号の 1 に該当する場合は、その利用を認めないものとする。

- (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用その他政治的活動のための利用
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教的活動のための利用
- (3) もっぱら営利を目的とするための利用

(利用の中止)

第 8 条 教育委員会は、この規則に基づく実施細則又はこれに基づいて管理指導員が行う指示に従わない利用者に対して、利用の中止を命ずることができる。

(利用者の弁償責任)

第 9 条 利用者は、学校開放の施設設備を故意又は重大な過失によりき損若しくは亡失したときは、弁償の責を負うものとする。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 25 日教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 16 年 8 月 23 日教委規則第 4 号)

(施行期日)

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この規則の施行の際現に様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成 22 年 1 月 21 日教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

[別表](#)(第 5 条関係)

開放施設名	開放する日	月	開放する時間
校 庭	土曜、日曜、祝日、 長期休業日	4 月～3 月	午前 9 時から午後 5 時まで
体育館	土曜、日曜、祝日、 長期休業日	4 月～3 月	午前 9 時から午後 10 時まで
	平日	4 月～3 月	午後 7 時から午後 10 時まで